

「特別委員会のあり方」に係る検討の進め方（案）

（令和元年度）

- ① 「政策提言型」の検証と運営のあり方
- ② ①のほか、特別委員会の数やテーマの設定、正副議長を除く全議員が参画していることの是非など、特別委員会のあり方

（「議会力を高める府議会・委員会のあり方（1次答申）」（令和2年3月）＜抜粋＞）



（令和2年度 6月定例会）

- ①について、前年度委員アンケート・委員長ヒアリングを実施

- ▶ アンケートの結果については、**資料3** のとおり
- ▶ ヒアリングの結果については、**資料4** のとおり



（9月定例会）検討の進め方（案）

- アンケート・ヒアリング結果を踏まえ、補正予算等議決日を目途に、次の①及び②について、論点整理を行ってはどうか。

- ① アンケート・ヒアリング結果を踏まえ、①について、検討項目を抽出
- ② ①の整理を踏まえ、②について、検討項目を抽出

→ 6定の議論を踏まえた「たたき台（資料2）」をベースに
議論を進めてはどうか。

- 抽出した論点ごとの具体的検討、取りまとめ協議
（補正予算等議決日以降、2月定例会にかけて）

① 「政策提言型」の検証と運営のあり方（論点整理）〈たたき台〉

【検討項目1】「政策提言型」の今後の方向性について

〔検討材料〕

◆前年度所属委員の意見【課題の指摘】（アンケート結果（資料3））

- ・ 「改善を要するが」との留保付きの御意見も含め、「今後も実施すべき」とする御意見が過半数（57%）を占め、「あまり必要ない・必要ない」とする御意見は2割弱（17%）
- ・ その他は、なんともいえない（17%）、その他（9%）

◆前年度委員長の意見（ヒアリング結果（資料4））

- ・ 1年1回やっただけでは、あり方の結論は、出しにくいところがある。2、3回繰り返し、各委員が経験を得た上で、改善点や今後の方向性（改善して続けるのか、違う形にするのか）を検証する必要があるのでは。
- ・ 全ての特別委員会で1回はやってみる中で、今後の方向性を定めていけるのではないかと。

◆主な委員意見

- ・ 前期2年間の経験を、後期2年間のあり方の課題とし、特別委員会の任期を2年間とすることや、委員会をもう少し絞って議論することなども重要ではないかと感じている。
- ・ これまで、特別委員会のあり方検討を行ってきた中で、常任委員会の「焼き増し」ではなく、特定のテーマを深掘りして、委員間討議を行う「政策提言型」という一定の成果を得たが、今後は、コロナなど、緊急事態が発生したときに、自在にテーマを組んだり、人数もその都度考えるような（複数の特別委員会に所属することも含め）柔軟なあり方も検討すべきではないかと。



【論点整理（たたき台）】

- ・ 特別委員会で「政策提言」を行うこと自身は、来年度以降も継続する方向性とし、そのための改善点を議論する方向でよいか。→【検討項目2、3】
- ・ （試行ではない）「政策提言」の本格実施への移行に向けては、少なくとも、今年度の取組も含めて検証するとともに、任期や設置数の問題、あるいは、より柔軟な特別委員会のあり方など、全体的な検討も含めて議論する方向でよいか。→【検討項目4】

【検討項目2】「政策提言型」の運営について

〔検討材料〕

◆「政策提言型」の活動状況

(令和元年度)・・・5委員会中2委員会で実施（他は「調査研究型」）

- ・ 前年度の年間活動状況は、子育て（資料5）・担い手（資料6）
- ・ 2委員会ともに、「政策提言」の取りまとめ協議のため、4月閉会中の委員会を特に開催（理事者への出席要求なし）

(令和2年度)・・・5委員会中4委員会で実施（新産業は「調査研究型」）

- ・ 子育て／文スポ・・・8月閉会中の委員会を開催し、特定テーマ決定済み
- ・ 持 続／担い手・・・9月定例会で特定テーマ決定（見込み）

◆「政策提言」の取扱い状況

（「委員会運営に関する申合せ」の1(6)から抜粋）

- 委員会において、統一した意見や提言・要望等を理事者に提出することが合意された場合は、理事調整会議においてその取扱いを協議する。



（令和2年5月27日理事調整会議（協議結果））

- 執務の参考としていただくため、特別委員会で取りまとめた「政策提案・提言」を、関係部長（※）に対し、議長・特別委員長の名義で送付する。
- 措置状況の求めは、行わない。

（※）具体的には、各特別委員会の筆頭理事者である部長級職員（副部長）に対し送付。

◆前年度所属委員の意見【課題の指摘】（アンケート結果（資料3））

- ・ 「特定テーマ」の決め方・「提言」の取りまとめ方や、時間の制約（開催回数等）があることを課題とする意見があった。
- ・ また、正副委員長の経験と技術、責務の重要性について指摘する意見があった。

◆前年度委員長の意見（ヒアリング結果（資料4））

- ・ 初めての取組であり、ルールがまだ定まっていない部分がある中で、運営が難しいと感じた。
- ・ テーマの絞り方・取りまとめ方のルールが定かでなく、議論の回数が足りないと感じた。

◆主な委員意見

（ルール等の検討に積極的な意見）

- ・ 提言については、提言先や理事者側への要求、議会改革にどう結び付けていくかが大切。ルールが曖昧なまま提言をすることになったので、まとめ方をもう少し議論してもよいと思う。

（ルール等の検討に消極的な意見）

- ・ 「政策提言型」では、正副委員長の役割の重要性が改めて浮き彫りになったと思う。課題として、時間的制約やテーマの設定方法等に係るルールの問題はあるのかもしれないが、所属委員の意向を事前に汲んだり調整したりする運営能力が問われている。そうした能力のある議員が相応しく正副委員長に選ばれていくことが必要。
- ・ ルールの議論が一定必要としても、取りまとめルールは正副委員長が議論して決めていくというのが本来。その総括がない中で、まずルールありきというのは本末転倒ではないか。



【論点整理（たたき台）】

- ・ 「テーマの決め方」「政策提言の取りまとめ方」「時間の制約（議論の回数）」等の運営面で課題があるとの意見（アンケート・ヒアリング）があり、これに対し「①取りまとめに係るルールを少し議論してもよいのではないか」という意見と、「②こうしたルールの議論が一定必要としても、正副委員長の運営能力で対応するのが本来であり、そちらの総括がない中で、まずルールから議論するというのは本末転倒ではないか」との意見があることを踏まえ、取りまとめ等のルールの必要性等、課題への対応案を更に議論することとしてはどうか。
- ・ その上で、閉会中に、特別委員会を開催する事例がでてきていることにより、審議の充実と日程上の議員の負担増のバランスの観点も踏まえ、全体的な年間の活動計画について見直す点がないかどうかを議論してはどうか。

【検討項目3】「政策提言」の内容の充実と生かし方について

〔検討材料〕

◆前年度所属委員の意見【課題の指摘】（アンケート結果（資料3））

- ・ 府に対する政策提言であるのに、（委員間討議では）理事者を含めた議論が深められなかった。

◆前年度委員長の意見（ヒアリング結果（資料4））

- ・ 今回提言した項目が、どうなっていくのか、また、どう検証されるのかということも見ていく必要がある。
- ・ 児童虐待防止条例の策定に係る提言については、茨城県議会での視察調査結果を踏まえ、議会には行政を監視する役割と、積極的に条例をつくって府政に働きかけをしていく役割があることに鑑み、そのような提言をしていこうという話になったものである。

◆主な委員意見

（条例の検討について）

- ・ 条例については、他の県や自治体での経験を見聞きし、議員提案の条例を進んで作成していかなければならないという投げかけであると思う。
- ・ 条例については、この1年で立法事実がどこにあるのかという詳細が詰められたとは思わない。そうした中で「条例が必要」といってしまうのは、議長に提言して知事に出すということを考えると、当局にとって重すぎる。今回は、試行であったのでよいが、慎重さも必要。認識の深さや全体の討論なしに出すということは、条例という形式を採る以上、単純なものではない。今後検討や総括が必要。政策調整会議の役割とのバランス感覚も要る。

【論点整理（たたき台）】

- ・ 試行的に行われた「政策提言」は、「執行の参考としていただく」という趣旨で、具体的には、筆頭理事者の部長級職員に送付されたが、その内容と府政への生かし方に対し、次のような視点による指摘があることについて、試行上、あるいは本格導入後のあり方として、検討が必要かどうかを議論してはどうか。
 - ① 委員間討議の場での理事者の取扱い
 - ② 条例の必要性を提言で採り上げる場合の手法（立法事実の精査、政策調整会議との関係等）
 - ③ 提言内容を議会として検証する手法（措置状況要求の必要性等）

- ② 特別委員会の数やテーマの設定、正副議長を除く全議員が参画していることの是非など、特別委員会のあり方（論点整理）〈たたき台〉

【検討項目 4】特別委員会のあり方（設置数、テーマの設定ほか）

〔検討材料〕

◆前年度の答申（一次答申）

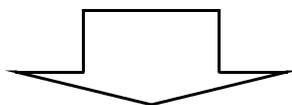
- ・ 次の事項については、令和2年3月の一次答申において、本年度の検討事項として提言されている。
 - ① 設置数
 - ② テーマの設定
 - ③ 正副議長を除く全議員が参画していることの是非 等

◆主な委員意見

- ・ 「政策提言型」の検討を入口として、特別委員会の全体の検討を行う必要があると考えるが、議員・議会のスキル・調査研究能力を高めるということが大きな課題であるという認識に立てば、今後も、常設的な特別委員会として、全員参加でやっていくべきと思う。その上で、今回のコロナのような緊急事態が発生したときに、常任委員会で対応する場合のほか、特別委員会で緊急的に対応するような機動的な運用もできるような検討が必要ではないか。
- ・ これまで、特別委員会のあり方検討を行ってきた中で、常任委員会の「焼き増し」ではなく、特定のテーマを深掘りして、委員間討議を行う「政策提言型」という一定の成果を得たが、今後は、コロナなど、緊急事態が発生したときに、自在にテーマを組んだり、人数もその都度考えるような（複数の特別委員会に所属することも含め）柔軟なあり方も検討すべきではないか。

【再掲】

- ・ 前期2年間の経験を、後期2年間のあり方の課題とし、特別委員会の任期を2年間とすることや、委員会をもう少し絞って議論することなども重要ではないかと感じている。【再掲】



【論点整理（たたき台）】

- ・ 「政策提言型」の論点整理に基づく検討とともに、来年度以降の特別委員会のあり方について、まずは、府議会として、どのように考えるべきか（基本的な考え方）についての議論を深めた上で、次のような検討が必要かどうかを議論してはどうか。
 - ① 緊急事態に備えた柔軟な特別委員会の設置の必要性（必要とする場合には、その手法を含む。）
 - ② ①も踏まえ、「政策提言型」を含めた現行の5委員会について
 - (1) 設置数
 - (2) テーマの設定（出席要求理事者が重ならないようにする前提の如何を含む。）
 - (3) 正副議長を除く全議員が参画していることの是非
 - (4) 任期（任期のあり方の検討には、その内容に応じた年間活動計画（提言の時期等）のあり方の検討を含む。）
 - (5) その他